

第 1 部

環 境 行 政 の 展 望

第 1 部 環境行政の展望

本県では、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長崎県環境基本条例に基づき、平成 12 年 1 月に「長崎県環境基本計画」を策定し、環境への負荷が少ない循環型社会の実現、人と自然が共生する快適な環境づくりといった環境行政の方向性を示しながら「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」を将来に引き継いでいくため、様々な施策に取り組んでまいりました。

例えば、環境基本計画を着実に推進するため、県庁内に「21 長崎県環境づくり推進本部」を設置し、「環境影響評価条例」の制定、「温暖化対策実行計画」や「廃棄物処理計画」、「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画」の策定、「環境物品等調達方針（グリーン購入）」の制定、「県レッドデ-タブック」の作成などを実施してまいりました。

また、本県における大気汚染や水質汚濁等の公害問題、自然環境の破壊やごみ問題等に対処すべく、関係法令の運用と併せ、地球温暖化対策、生物多様性の保全、快適な生活環境の確保等の新たな環境問題に対応するため「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（略称：未来環境条例）」を平成 20 年 3 月に制定し、必要な措置を講じてまいりました。

このように、当初計画から 10 年が経過し、環境行政を取り巻く状況も変化してきていることから、平成 23 年 3 月に「長崎県環境基本計画」の見直しを行ないました。

今後、新たな「長崎県環境基本計画」の 4 つの基本目標である「地球環境保全をめざす社会の実現」、「環境への負荷の削減と循環型社会づくり」、「人と自然とが共生する快適な環境づくり」、「県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり」に沿って、地球温暖化対策や生物多様性の保全、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりなど、実効ある取組を推進してまいります。

地球環境保全をめざす社会の実現

地球温暖化を防止するために、我が国においては、平成 2 年に「地球温暖化防止行動計画」が策定されました。また、平成 9 年に採択された京都議定書の主旨を踏まえ、平成 10 年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されるとともに、「地球温暖化対策推進大綱」が策定されました。その後、平成 17 年 4 月に「京都議定書目標達成計画」（平成 20 年 3 月 28 日全面改定）が策定されました。

県では、地球温暖化対策を推進するため、平成 8 年に「長崎県地球環境保全行動計画」を策定しました。また、平成 12 年に策定した長崎県環境基本計画において地球温暖化対策を重点施策と位置付け、その推進を図ってきました。

平成 14 年には地域に密着した対策を推進するため「長崎県地球温暖化防止活動推進員」を委嘱するとともに、平成 16 年 12 月に温暖化防止の普及啓発事業や地域の活動団体の支援を行うため「長崎県地球温暖化防止活動推進センター」を指定しました。

さらに、県民、事業者、行政が一体となった地球温暖化対策を検討、推進するため、平成 16 年 12 月に「地球温暖化対策協議会」を設立しました。協議会は、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者

及び住民などのほか各種団体、行政、学識者等で構成されており、温室効果ガスの排出量の削減及び森林等による吸収量の確保のための各種対策等について協議しています。

平成17年度には、協議会において、県民主導の温暖化対策を推進するための「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」が策定され、産業、民生、運輸など、部門ごとに実効ある施策の展開をめざしています。

平成19年度からは増加する民生家庭部門の二酸化炭素排出量を削減するため、家庭における節電等の取組が評価できるエコシートを配布するなど、住民参加型の普及啓発事業を展開しています。

平成20年度からは未来環境条例に基づき、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して、温室効果ガス排出削減計画書及び削減報告書の提出を義務づけており、一定規模以上の駐車場設置者に対しては、利用者へのアイドリング・ストップの周知を義務づけています。

平成21年度からは、実効ある地球温暖化対策として、一般住宅用の太陽光発電設備設置に対する補助を行い、平成22年度からは、太陽光発電設備と高効率給湯器などの省エネ設備とを複合的に設置する場合の助成を行います。

さらに、二酸化炭素の吸収源として認められている森林の整備を推進するとともに、炭素の固定につながる県産材の有効利用を積極的に促進します。

県自らの地球温暖化防止対策としては、平成12年に「第一次長崎県温暖化対策実行計画」を策定し、県の事務・事業に係る二酸化炭素排出量の削減に取り組んできました。

平成23年度には第3次計画となる「県庁エコオフィスプラン」を策定し、引き続き二酸化炭素排出量の削減を推進していきます。

また、平成13年度からは毎年度「環境物品等調達方針」を策定しており、環境にやさしい物品の調達に努めています。

オゾン層の保護対策については、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」及び平成17年1月に施行された「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき、業務用冷凍・空調機器やカーエアコンからのフロン回収・処理を推進しています。

また、平成19年10月には、行程管理制度の導入や整備時のフロン回収義務の明確化などについて定めた改正フロン回収破壊法が施行されており、より一層、フロン回収の徹底に努めています。

県内の酸性雨の状況は、1降雨の年平均値のpH（水素イオン濃度）は例年全国レベルの範囲内にありますが、将来、森林への影響や湖沼の酸性化など生態系への影響が危惧されています。

このような状況に対応するため、工場・事業場に対するばい煙の排出抑制対策や自動車排出ガス対策の一層の推進に努めます。

本県は日本列島の西端に位置し、海岸線総延長約4,200kmと北海道に次ぐ全国第2位の長さを有する地形的な特性から、毎年多くのごみが漂着し、景観、自然環境、水産資源、観光等への影響が深刻な問題となっています。

このため、本県では、平成14年10月に「長崎県漂流・漂着ごみ問題対策協議会」を設置し、各種対策や市町あてに回収処理費用を助成するなど、全国に先駆けて漂流・漂着ごみ対策に取り組んできたところですが、平成21年7

月に制定されたいわゆる「海岸漂着物処理推進法」に基づいて「長崎県海岸漂着物対策推進計画」を策定（平成22年10月）しており、今後も漂着ごみ対策の推進に努めてまいります。

平成4年8月に開催された九州北部3県（福岡県、佐賀県、長崎県）と韓国南岸1市3道（釜山廣域市、全羅南道、慶尚南道、済州道）による「日韓海峡沿岸県・市・道知事交流会議」での協議事項を踏まえ、日韓両地域での環境問題や環境行政施策等に関する情報交換、環境に関する共同研究事業を実施しています。平成12年度より山口県が同事業に参加しました。

これまで、酸性雨共同調査、河川水生生物検定共同調査、陸水及びその集水域における窒素流動（flux）調査、日韓都市間大気汚染度比較評価、集水域の地質・植生が異なる河川水調査、オキシダント（オゾン）広域濃度分布特性調査及び黄砂現象時の大気汚染物質特性及び分布調査を実施してきました。

また、漂流・漂着ごみ対策に取り組むこととし、「日韓海の環境美化キャンペーン」（H15～H17）、「日韓学生つしま会議～漂着ごみを拾う・考える～」（H18～H20）、「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」（H22～）を実施するなど、日韓双方に浸透した漂流・漂着ごみへの問題意識や環境保全への取り組みと両国の友好・交流に努めています。

平成22年10月には、日韓の研究者等が、地球温暖化や廃棄物等の環境問題に関する発表を行う「2010日韓8県市道環境シンポジウム」を長崎市において開催しました。

環境への負担の削減と循環型社会づくり

本県の大気環境はおおむね良好な状況で推移していますが、光化学オキシダントについて、平成18年5月に本県で初めての光化学オキシダント注意報を発令しました。平成21年度は、5月8日に10市8町に、翌9日に4市4町に本県観測史上初めて2日に渡る連続発令で、しかも広範囲に注意報を発令することとなり、福岡県、佐賀県、熊本県でも同様に連続発令されました。

平成22年度においては、5月8日に3市1町に注意報を発令しました。発生要因については、人為的な汚染源が少ない五島、壱岐などでも高濃度オキシダントが出現していることから、「大陸からの移流」などの影響も推測されており、原因究明を急ぐとともに測定体制の充実を進めていきます。

引き続き、工場・事業場に対する規制、指導の徹底を図り、ばい煙中の硫黄酸化物や有害化学物質の排出抑制に努め、良好な大気環境の維持を図ります。

海域、河川のそれぞれの水域において水質に係る環境基準を達成維持するため、工場・事業場排水対策や生活排水対策など各種の対策を推進します。

特に大村湾や有明海等閉鎖性海域を多く有する本県では、流域の市町と連携し、下水道や浄化槽等の整備促進に努めます。

また、地下水質についても継続的に汚染状況を把握し、より良い水環境の保全に努めます。

大村湾、諫早湾及び有明海については、「第2期大村湾環境保全・活性化行動計画」、「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」及び「有明海の再生に関する長崎県計画」により、環境保全に関する各種施策・

事業を展開します。

土壌環境については、現在、特に大規模な土壌汚染の発生はみられません。島原半島では、地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過率が、県内の他地域に比べて高い傾向にあります。そこで、硝酸性窒素等による地下水汚染を改善するため、総合的な対策を講じることを目的として、平成 23 年 2 月に具体的な対策と数値目標を掲げた「第 2 期島原半島窒素負荷低減計画」(平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 カ年)を策定し、窒素負荷低減に向けた取り組みを進めています。

本県では、循環型社会の形成推進を図るため、本県の目指す将来像を、ゴミのない資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」と定め、ゴミゼロながさき県民運動の展開、産業廃棄物の適正処理の維持等に取り組んでまいりました。

これらの取組により、廃棄物の排出量削減や不法投棄を始めとする不適正処理の改善については効果があったものの、今なお廃棄物の再生利用量は低い水準で推移していることなど様々な問題を抱えています。加えて、近年、世界的な資源制約の顕在化など、廃棄物の処理やリサイクルを取り巻く状況は大きく変化しており、地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応も急務となっています。

このため、「長崎県廃棄物処理計画」の見直しを行い、平成 23 年度を始期とする新たな計画を平成 23 年 3 月に策定し、廃棄物の発生抑制、減量化やリサイクル、適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

また、計画実践のための推進母体である「ゴミゼロながさき推進会議」において「ゴミゼロながさき実践計画」の見直しが行われ、平成 19 年 3 月に新たな実践計画が策定されました。今後とも同会議において、実践計画の進捗管理を行うとともに、廃棄物の減量化・リサイクルの推進について、県民運動の展開を図ります。

さらに、県自らの事業活動により生じる廃棄物の発生抑制、分別の徹底、再利用に努めるとともに、率先して再生利用製品の活用を図ります。

平成 17 年度からは、九州 7 県が足並みをそろえて導入した産業廃棄物税を活用し、産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、適正処理の推進に向けた取組を推進しています。

近年、化学物質を使った製品が数多く生産され、その多くが様々な形で廃棄されることで、多種多様な化学物質が環境中に拡散し、大気、水質、土壌、生物等広範囲に渡る環境影響が危惧されます。

また、一部の化学物質については内分泌攪乱作用(環境ホルモン)が指摘されており、さらに廃棄物焼却施設等から非意図的に排出されるダイオキシン類について、その毒性の強さから人への健康影響が懸念されています。

本県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による大気、水質、土壌等の汚染実態の把握や発生源からの削減対策を推進し、P R T R 法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)の的確な運用により化学物質の適正管理の推進に努めます。

人と自然とが共生する快適な環境づくり

本県の自然環境は、法的規制により保全されている自然環境（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区等）や、人間の暮らしや文化の中で培われてきた自然環境（社寺林、棚田、溜池、湿地、草原等）など様々な形で存在しています。これらの多様な自然環境の中には、人の関与があることで維持されてきたものも多く、生活様式や産業形態・土地利用の変化などにより、耕作放棄地のように知らず知らずのうちに荒廃してしまったものが目立ってきています。

さらに、近年、海外あるいは国内の他地域から持ち込まれた動植物や、人と動物と環境のバランスが崩れたことによって数が増えすぎた野生動物によって、農林業への被害はもとより、昔から本県に生息・生育していた野生動植物が影響を受けている例もみられます。

様々な生物は個々に独立して生存しているのではなく、食物連鎖や共生関係などにより環境に適応した生態系を構成し、相互に関係をもって生存しています。ひとつの希少種を保護することで、結果的にその周りの多くの種をも保護することができるのです。

このように、希少種だけでなく多種多様な動植物が相互に関係しながらバランスを保って存続している状態を、「生物多様性が保全されている」といいます。

県では、本県の特徴ある生物多様性を総合的に保全しその恵みを活用していくために必要な施策や、社会経済活動における取組、多様な主体との連携・協働事業などをとりまとめ、平成21年3月に「長崎県生物多様性保全戦略」を策定しました。

地域の生物多様性の代表ともいえる希少種（絶滅のおそれのある野生動植物種）の保護のための基礎資料として、平成12年度に「長崎県レッドデータブック」を作成しましたが、この後10年を経た平成22年度には、「改訂版長崎県レッドリスト」をとりまとめ公表しました。

平成23年度からは、レッドリスト掲載種を中心にモニタリング調査を実施して、県内の希少な野生動植物とその生息・生育地の現状把握、保護対策への反映に努めています。

最初のレッドデータブック作成の後、平成14年に「長崎県希少野生動植物の保護に関する基本方針」を策定し、ここで示された緊急に保護が必要な地区のうち、西海市の久良木湿原については平成19年に自然環境保全地域及び同野生動植物保護地区に指定しました。

平成20年度には、未来環境条例に基づきナナツガマンネングサ、ヒレフリカラムツなど32種を「希少野生動植物種」として指定するとともに、これらの種の捕獲・採取等が禁止される「希少野生動植物種保存地域」に西海市を指定しました。その後、毎年度指定を拡大し、平成23年度までに54種を希少野生動植物種に、9市町（長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町）を希少野生動植物種保存地域に指定する予定です。

平成23年度には、改訂版レッドリストに基づき、希少野生動植物種・同保存地域の追加拡大の進め方などをとりまとめた、保護・保全策の新しい基本方針を検討しています。今後は、この基本方針に基づいて、緊急性の高い種や地

域の保護・保全策の実践を進めていきます。

公共事業の実施にあたっては、事業を実施する地域の環境特性を踏まえ、動植物や生態系に配慮した立地・工法等の選定や、農地、農村、森林、河川、海域などさまざまな場所での環境改善の取組の展開により、生物多様性保全に資する事業の推進に努めます。

自然公園においては、県民の自然とのふれあいや、自然に親しむレクリエーションの機会を通じて、自然に対する理解と自然環境の保全への意識の向上を図るとともに、観光利用により地域振興に貢献することを目的とし、自然環境を活かした野外レクリエーション施設の整備を進めています。

これらの自然公園の利用については、従来 of 自然景観を楽しむだけの利用から、自然とのより深いふれあいを求める利用者ニーズの高まりを踏まえ、これらの志向に対応できる施設の整備を進めていく必要があります。

また、県有の自然公園施設の老朽化等に対応するとともに、施設のバリアフリー化や景観の向上及び利用しやすい施設への改善などに重点を置きながら、エコツーリズムの利用拠点ともなる施設整備を推進していきます。

平成21年8月、島原半島が国内初の世界ジオパークに認定されましたが、県内他地域においても、交流人口の拡大による地域振興を目的に、自然環境を活かした地域づくりを進めており、自然環境保全事業への支援やガイド養成など、本県ならではの特徴と自然環境を活かした先進的な取組を推進します。

県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

地球の温暖化、オゾン層の破壊、化学物質による汚染や生態系の破壊、生物の多様性の減少など、環境への負荷は知らず知らずに増加しています。

私たちが、このような現状を理解し、地球の環境保全とともに自然豊かな長崎県を未来につなげるよう環境保全のための行動を実践するためには、環境に関する情報の授受と、環境学習が基本となります。

このため、県では「環境アドバイザー派遣制度」を設け、学習会を開催する民間団体などの要請により専門家を講師として派遣しています。

環境問題への関心の高まりとともに、環境教育・学習を通じて環境保全の必要性は理解できていても、環境保全のための具体的な行動に結びつきにくい面があります。身近な環境から地球規模の環境まで、問題解決へ向けて自ら実践することができる様々な対策があります。

環境保全についての自主的な行動への取組は、ISO14001やEA21など環境マネジメントシステムの認証取得や植栽活動、環境美化活動、民間活動団体の活動支援などをはじめ、各種団体などが行う講演会・研修会や実践活動、あるいはテレビなどを通じた啓発により、実践されているところです。団体の中には、「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づき「特定非営利活動法人（NPO法人）」の認証を受けてさらなる活動の展開を推進しているところもあります。

今後は、これらの活動団体や事業者、行政が連携できる社会的仕組みの整備なども含めて、地域の環境から地球規模の環境に至るまでを考えた自主的な環

境保全行動の推進に努めていく必要があります。

未来環境条例の基づく快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの一環として、ごみの投げ捨て等防止重点地区等を指定し、県民及び事業者と連携して地域の環境美化を推進しています。

環境問題の解決のために、環境学習の果たす役割は重要です。

特に次代を担う子どもたちが、環境問題に対する関心を深め、環境にやさしい暮らし方を実践していくことが必要です。このため県では「こどもエコクラブ」活動の支援に努めており、顕微鏡などの資材の貸し出しを行っています。

平成15年10月に施行された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき、「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画」を平成17年3月に策定しました。計画では、学校・地域社会・職場といった様々な場における環境についての情報や体験機会の提供、環境教育を推進する際の県民、事業者、団体及び行政の役割や連携、施策の方向性について整理しました。

この計画を推進することにより、環境保全の意欲の増進と環境教育を総合的、体系的に進めていきます。

